

# 社説

水道法が昭和32年（1957年）6月15日に公布されてから今年で50周年を迎える。

基本理念として清浄・豊富・低廉な水の供給を高らかに謳いあげ、発展期における水道の布設と管理を適正・合理的に進めるための基本規定を示した水道法は、わが国の水道の基本法として公衆衛生の向上と生活環境の改善に大きく寄与してきた。

水道法の前身である水道条例（明治23年）が、コレラなど水系伝染病の予防と防火を主目的に、港湾都市や大都市での水道布設に力点を置いていたのに対し、水道法は地方都市での普及・促進を念頭に置いたことが特徴だった。

昭和32年の法制定時、40%に過ぎなかった日本の水道普及率は、35年に50%を超え、10年後の昭和45年には81%という驚異的な進展ぶりを示した。水道法が普及率向上に弾みを

つけたことは間違いない。そして最も注目すべきは、101人

以上の水道全てに共通の基準として水質基準や施設基準を設定し、同等水準の維持管理の達成を求めたことだ。世界的には、影響力の小さい小規模な水道は、その地方の保健責任者に判断をまかせるという例が多い中で、決して小規模水道を切り捨て

に誇れる日本の水道」を築き、守り続けてきたことにも目を向けたい。

ひるがえって、水道法制定50周年の今、現代に生きる我々が真剣に考えなければならぬのは、これからの水道をどうするかだろう。

日本水道協会の赤川正和専務理事は、本紙水道法50周年特集のインタビューの中で、今後も安全でおいしい水を安定的に供給するために、何をしなければならぬかという

る。適切な更新事業を怠れば将来に大きな禍根を残す。水道事業を恥取

りする管理者の姿勢が今ほど問われている時はない。たとえば水道料金を月200円程度下げたからといって、住民が本当に喜ぶだろうか。住民にとっては安全でおいしい水が飲む方が望ましいはずだ。

## 100年後の水道を見据え

なかった。このことが、日本全国どこでも安心して水が飲める水道を可能にした。「蛇口から水を飲む文化」の形成は、水道法の功績といえるだろう。小規模だからといって妥協せず、一律のレベルを求めた先人たちの英知と気概を称えたい。

そして何より、水道関係者の不断の努力が、「世界問いに、即座に「施設の更新と再構築」をあげた。人間に健康診断が必要のように、水道事業にも診断が必要だ。水道事業カイドラインによるPIによって水道事業の現状を把握し、地域水道ビジョンに反映させ、住民の理解を求めながら着実に計画を達成していくことが求められる。

更新計画の実施が遅れば、その分だけ施設の老朽化が進行し、事故が発生する確率は加速度的に高くなる。適切な更新事業を怠れば将来に大きな禍根を残す。水道事業を恥取

厚生労働省及び関係団体によって構成された水道法50周年記念行事実行委員会は、6月15日に東京の全国都市会館大ホールで「水道法50周年記念シンポジウム」を開催する。

水道ビジョンが謳う安心・安定・持続を実現するために今、何をしなければならぬか。この行事が、水道関係者が問題点と課題を共有し、これからの50年、100年に向かって力強く歩み出す一歩となることを期待したい。

先人たちが営々と築いてきた成果である今日の水道を、より健全な姿で次世代に引き継ぐことが、現代に生きる我々の使命だということを、改めて肝に銘じた。